

令和 7 年度 実施設計書

審査 設計者

委託名 令和7年度国県道整備単独事業(国)257号金指西バイパス関連交通量調査業務

路線河川名 (国)257号 委託箇所 浜松市浜名区引佐町金指外地内

委託金額

委託期間 令和 8年 2月25日限り

委託概要

交通量調査業務
交通量調査 N=6箇所
渋滞長調査 N=2箇所
ナンバープレート調査 1式
交通量分析 1式

歩掛・単価適用年度 令和 7年 10月 基本単価 令和 7年 10月 地区コード 232 地区

起 終 点 指 定



内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

交通量調査箇所図

△ ナバープレート調査実施箇所

①【金指西交差点】
・方向別交通量
・渋滞長調査
・信号現示調査

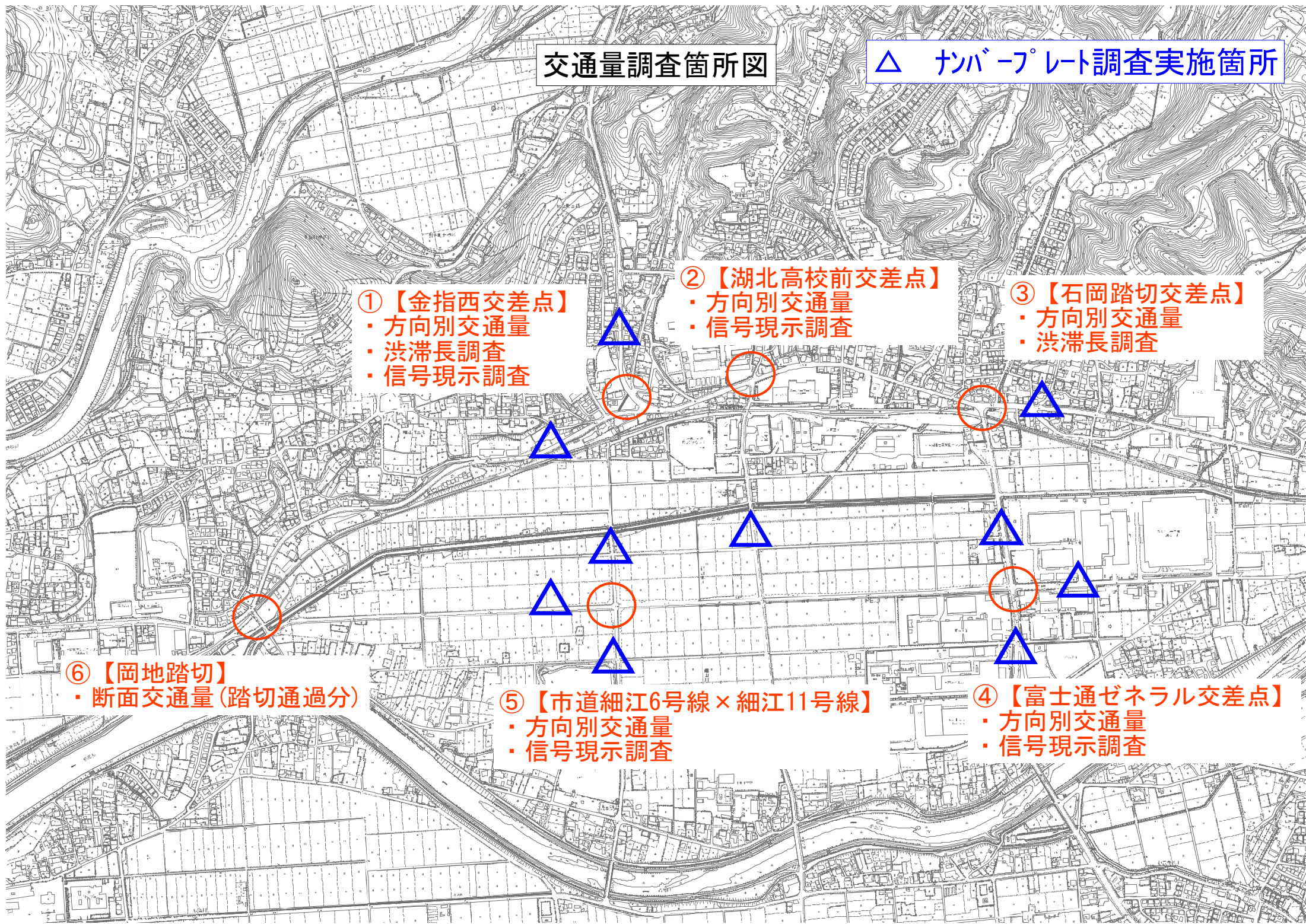
②【湖北高校前交差点】
・方向別交通量
・信号現示調査

③【石岡踏切交差点】
・方向別交通量
・渋滞長調査

⑥【岡地踏切】
・断面交通量(踏切通過分)

⑤【市道細江6号線×細江11号線】
・方向別交通量
・信号現示調査

④【富士通ゼネラル交差点】
・方向別交通量
・信号現示調査



測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量等業務委託					
- 測量業務					
- - 測量業務	式	1			
- - - 交通量調査業務	式	1			
- - - - 交通量調査	式	1			測量第 1号表 M1001
- - - - 打合せ等 中間打合せ=2回	業務	1			測量第 9号表
直接作業費計					
旅費交通費(率)(区分:測量)	式	1			

測量試験費内訳表

区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
電子成果品作成費	式	1			
直接経費					
直接測量費計					
諸経費	式	1			
測量等作業価格計					

M1001		交通量調査			測量第 1号表								
金	円	1 式当り											
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
計画準備				式		1						測量第 2号表 見積歩掛	M1010 #
現地踏査				式		1						測量第 3号表 見積歩掛	M1011 #
交通量調査 信号現示調査を含む				式		1						測量第 4号表 見積歩掛	M1012 #
渋滞長調査				式		1						測量第 5号表 見積歩掛	M1013 #
ナンバープレート調査				式		1						測量第 6号表 見積歩掛	M1014 #
データ整理・集計				式		1						測量第 7号表 見積歩掛	M1015 #
報告書作成				式		1						測量第 8号表 見積歩掛	M1016 #
計													

M1010		計画準備		測量第 2号表									
金	円	1 式当り	見積歩掛										
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
測量技師補													
測量助手													
測量補助員													
計													

M1011		現地踏査		測量第 3号表									
金	円	1 式当り	見積歩掛										
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
測量技師				人									
測量技師補				人									
測量助手				人									
計													

M1012		交通量調査 信号現示調査を含む		測量第 4号表			
金 積 算 項 目	1 式 当 り	単 位	数 量	単 価	金 額	見 積 步 掛	摘 要
測量技師		人					1
測量技師補		人					1
測量助手		人					1
機械経費		%					
計							

M1013		渋滞長調査		測量第 5号表									
金	円	1 式当り	見積歩掛										
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
測量助手				人									
測量補助員				人									
計													

M1014		ナンバープレート調査			測量第 6号表								
金	円	1 式当り	見積歩掛										
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
測量技師				人									
測量技師補				人									
計													

M1015		データ整理・集計		測量第 7号表									
金	円	1 式当り	見積歩掛										
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
測量技師													
				人									
測量技師補													
				人									
測量助手													
				人									
測量補助員													
				人									
計													

M1016		報告書作成			測量第 8号表								
金	円	1 式当り	見積歩掛										
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
測量技師				人									
測量技師補				人									
測量助手				人									
測量補助員				人									
計													

打合せ等(基準点測量)
中間打合せ=2回

測量第 9号表

金 円 1 業務当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務着手時	回				
中間打合せ	回				
成果品納入時	回				
計					

測量試験費内訳表

区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務等委託					
直接人件費					
- 設計業務					
	式	1			
-- 設計業務					
	式	1			
--- 交通量分析業務					
	式	1			
---- 交通量分析					設計第 1号表 M5001
	式	1			見積歩掛
直接人件費計					
直接経費					
電子成果品作成費(その他)					
	式	1			

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接経費計					
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価					
一般管理費等	式	1			
業務価格計					

M5001		交通量分析			設計第 1号表								
金	円	1 式当り			見積歩掛								
積	算	項	目	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
主任技師				人									#
技師 (A)				人									#
技師 (B)				人									#
技師 (C)				人									#
技術員				人									#
計													

令和7年度国県道整備単独事業
(国) 257号金指西バイパス関連交通量調査業務

仕様書

第1条 (適用)

本特記仕様書は、浜松市（以下「本市」又は「委託者」という。）が発注する「令和7年度国県道整備単独事業（国）257号金指西バイパス関連交通量調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 (目的)

令和6年度末に供用開始した(国)257号金指西バイパスにおいて主要交差点等における交通量並びに渋滞長、ナンバープレート調査等を実施し、開通前の交通状況との比較及びバイパス整備による効果検証を行うことを目的とする。

第3条 (法令等の遵守)

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第4条 (通則)

受託者は、本業務を遂行するに当たり、業務委託契約書、業務委託設計図書、及び本特記仕様書に基づき、委託者と密に連絡を取り、適切かつ誠実に業務を行わなければならない。

第5条 (履行場所)

浜松市浜名区引佐町金指外 地内

第6条 (履行期間)

契約日の翌日から令和8年2月25日

第7条 (資料等の貸与)

委託者が保有する資料のうち、本業務の実施に必要と認められるものについては、発注者から貸与するものとする。受託者は、貸与された資料を破損・紛失しないように管理し、業務完了後は速やかに発注者へ返却しなければならない。

第8条 (監督員)

- (1) 委託者は、委託業務における監督員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

第9条 (業務代理人)

- (1) 業務代理人は、監督員が指示する関連のある業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- (2) 委託者と常に綿密な連絡を取り、その指示及び監督を受け取るものとする。
- (3) 業務代理人は、使用人等（協力者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。
- (4) 業務代理人は、屋外における業務の実施に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第10条 (主任技術者)

- (1) 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能（日本語での意思疎通が可能）でなければならない。
- (2) 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- (3) 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者の承諾を得なければならない。

第11条 (業務計画書)

- (1) 受託者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - 1) 業務概要
 - 2) 実施方針
 - 3) 業務工程
 - 4) 業務組織計画
 - 5) 打合せ計画
 - 6) 成果品の内容、部数
 - 7) 連絡体制（緊急時含む）
 - 8) その他
 - 2) 実施方針又は8) その他には、個人情報取り扱い、安全等の確保に関する事項を含めるものとする。
- (3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督員の指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第12条 (業務内容)

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務内容

1) 作業計画

受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認したうえで、円滑な調査実施のための準備を行う。

2) 現地踏査

受託者は、設計図書に基づいた調査箇所における現道状況の把握、確認を行い、円滑な調査実施のための準備を行う。

3) 交通量調査・渋滞長調査・信号現示調査・ナンバープレート調査

ア. 交通量調査箇所は下記6地点とする。

- ①金指西交差点（方向別交通量）
- ②湖北高校前交差点（方向別交通量）
- ③石岡踏切交差点（方向別交通量）
- ④富士通ゼネラル交差点（方向別交通量）
- ⑤市道細江6号線×細江11号線（方向別交通量）
- ⑥岡地踏切（踏切通過分の断面交通量）

イ. 渋滞長調査箇所は下記2地点とする。

- ①金指西交差点
- ③石岡踏切交差点

ウ. 信号現示調査箇所は下記4地点とする。（位置図参照）

- ①金指西交差点
- ②湖北高校前交差点
- ④富士通ゼネラル交差点
- ⑤細江6号線×11号線交差点

エ. ナンバープレート調査は、主として下記交通量調査交差点①から⑤をカバーする10地点とする。（位置図参照）

- ①金指西交差点付近
- ②湖北高校前交差点付近
- ③石岡踏切交差点付近
- ④富士通ゼネラル交差点付近
- ⑤細江6号線×11号線付近

オ. 調査手法

- ・交通量調査及びナンバープレート調査はビデオカメラ観測を原則とする。渋滞長調査及び信号現示調査は人手観測を原則とする。なお、調査手法に関して上記手法にて実施困難な場合は、協議を行い、了承を得るものとする。
- ・調査日は、11月の平日1回とし、昨年度調査実施日11月7日に近い日に調査を実施するものとする。なお、調査日の選定・決定は、了承を得るものとする。
 - ※月曜日、金曜日、土曜日・日曜日祝祭日の前後の日、及び台風等の異常気象の場合その他の通常と異なる交通状態が予想される日を除く
- ・調査時間：交通量調査及び渋滞長調査、信号現示調査は、午前7時～午後7時（平日）12h
ナンバープレート調査は、午前7時～午前9時（平日）2h

- ・調査区分：交通量調査は、方向別（左折・直進・右折）
ナンバープレート調査は、上下線別
- ・車種区分：4車種別（大型車：バス・普通貨物車、小型車：乗用車・小型貨物車）
2輪車（原付以上）、歩行者（自転車含む）
- ・調査方法：
 - （交通量調査）各交差点において、方向別・車種別に10分毎の通過交通量を計測
 - （渋滞長調査）交通流の待ち行列長を10分毎に10m単位で計測
 - （信号現示調査）交差点の各方向別の信号サイクルを30分毎に計測
 - （ナンバープレート調査）各調査地点において上下線別通過車両のナンバープレートを計測
- ・朝夕の各方向別の渋滞状況写真等を撮影

カ. その他

- ・調査実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きを行なう。観測に必要な機材や借地料等の経費は全て受託者の負担とする。

4) データ整理・集計

- ・交通量調査：各交差点のビデオ画像等よりデータ整理・集計を任意の様式にて行うものとする。
- ・渋滞長調査・信号現示調査：現地調査票よりデータ整理・集計を任意の様式にて行うものとする。
- ・ナンバープレート調査：各調査地点のビデオ画像等よりデータ整理・集計を任意の様式にて行うものとする。

5) 交通量解析・効果検証

4) データ整理・集計の結果により交差点部及び主な区間の交通量を解析する。

また、過年度業務で行った交通量推計結果も踏まえ、金指西バイパス整備後の交通の円滑化について効果を検証する。

検証は以下を基本とする。

過年度業務成果より整備前の課題を把握し、その課題に対して、整備後の調査結果を基に、指標値を分析し、効果を検証する。

【検証内容】

（検証項目）

- ・単路部における断面交通量の変化
- ・交差点部における渋滞長、需要率、交通容量
- ・周辺の事故発生状況
- ・バイパス区間における交通上の課題の有無
- ・交通量のピーク時間、ピーク率の検証

（検証テーマ）

- ・国道重複区間における、各交差点の需要率が整備前より低下したか。
- ・国道重複区間の交差点における渋滞が整備前より緩和されたか。

- ・バイパスの整備によって交通流に改善が認められるか。
- ・国道重複区間について、整備前と整備後でどれだけ交通量が減少したか。また、重複区間とバイパス区間それぞれの交通量から配分割合を算出し、どれだけの交通がバイパスに移行したか。
- ・国道重複区間の踏切が近接する交差点における混雑が改善し、安全面での改善が認められるか。
- ・バイパス区間では単路部の交通量の変化、新設交差点での需要率と交通容量、滞留長が適切であるか。
- ・バイパスの整備前後で交通の流動を視覚化することによる交通動線の変化。

6) 報告書作成

上記までの調査結果、交通量解析結果及び効果検証を報告書として取りまとめを行うものとする。

第13条 (打合せ協議)

業務の進捗に合わせ、原則として4回(業務着手時、中間2回、成果品納入時)打ち合わせを行い、本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上に努める。受託者は、打合せ後速やかに打合せの記録簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。

また、必要に応じて資料作成等を行うものとする。

第14条 (貸与資料)

- ・平成29年度国県道整備単独事業(国)257号(金指西バイパス関連)外交差点交通量解析業務委託
- ・令和6年度国県道整備単独事業(国)257号金指西バイパス関連交通量調査業務

第15条 (成果品)

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- 報告書(A4版) 2部
- 本業務において作成したすべての資料 電子データ 1式

第16条 (成果品の帰属)

成果品のうち、特にその帰属を限定したもの以外は全て委託者の所有とし、委託者の承認を得ずに、ほかに公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

第17条 (瑕疵)

本業務完了後において、明らかに受託者の責を伴う業務上の瑕疵が発生した場合、受託者は、委託者の指示により速やかに補完及び修正を行うものとする。

第18条 (その他)

本業務を進めるに当たり業務契約書等に「疑義」、または「定めのない事項」が生じた場合、受託者は委託者との協議によって解決するものとする。